

名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本市における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定める。

(選定権者及び選定対象等)

第2条 専門医療機関の選定は、名古屋市内に所在地を有する保険医療機関を選定対象とし、保険医療機関の中から申請に基づき名古屋市長(以下「市長」という。)が選定する。

2 治療拠点機関の選定は、前項により選定された専門医療機関のうち、治療拠点機関の選定を希望する保険医療機関からの申請に基づき市長が選定する。

(選定の種別)

第3条 専門医療機関は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症を対象の依存症とする。ただし、全ての対象の依存症について専門医療機関の選定基準を満たしている必要はなく、全ての対象の依存症について治療を行っていない場合であっても、診療対象の依存症に対する専門医療機関として選定する。

2 治療拠点機関についても前項と同様の取扱いとする。

(選定期間)

第4条 治療拠点機関の選定期間は3年以内とする。ただし、再選定は妨げない。平成30年度に選定された治療拠点機関は、平成33年3月末日までを選定期間とする。また、専門医療機関については、選定期間の定めはない。

(選定基準)

第5条 専門医療機関及び治療拠点機関(以下「専門医療機関等」という。)の選定基準は、それぞれ別紙「名古屋市専門医療機関選定基準」及び「名古屋市治療拠点機関選定基準」のとおりとする。

2 市長は、これらの選定基準を改正した場合は、その内容を既に選定された専門医療機関等に対し周知し、改正後の選定基準を満たしているか確認しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない専門医療機関等は、第9条に定める

選定の取り消し手続きを行わなければならない。

(申請手続)

第 6 条 専門医療機関等に選定されることを希望する保険医療機関の開設者は、「名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定申請書」(様式 1) を市長に提出しなければならない。

(審査等)

第 7 条 市長は、前条に基づく申請書の提出を受けた時は、受け付けた日から 1 カ月以内に審査を行い、審査の結果、第 5 条第 1 項の基準を満たしていると認められる場合は、審査が終了した月の翌月 1 日から当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

- 2 市長は、申請書類に不備や不足等があった場合には、申請者に対して補正を求めることができる。
- 3 市長は、必要がある場合は、申請者に対し追加の添付書類の提出を求めることができる。
- 4 市長は、専門医療機関等を選定した場合は、「名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定通知書」(様式 2) により申請者に通知する。

(現況確認)

第 8 条 専門医療機関等は毎年 4 月末までに「現況報告書」(様式 5) を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の現況報告書により、各専門医療機関等が各々の選定基準を満たしているか確認することとする。

(選定の取り消し)

第 9 条 第 5 条の選定要件を満たさなくなった専門医療機関等は、市長に対して速やかに辞退届(様式 3) を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届の提出を受けた時は、辞退届の内容を確認のうえ、取消通知書(様式 4-1) を交付する。
- 3 市長は、既に選定された専門医療機関等が、第 5 条で定める選定基準を満たしていないと判断される場合及び第 8 条の現況確認において選定基準を満たさないと判断される場合は、選定を取り消すことができるものとする。また、この場合は、取消通知書(様式 4-2) により、その旨を当該専門医療機関等に通知する。

(公表)

第 10 条 市長は、選定した専門医療機関等について、本市公式ウェブサイトに掲載することによって公表する。

(その他)

第 11 条 専門医療機関は、専門医療機関であることを広告することができる。また、治療拠点機関も同様とする。広告への記載に当っては、診療対象とする依存症の種別を併せて明示しなければならない。

附 則

本要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

1. 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
2. この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。